

平成 30 年度日本病理学会口腔病理専門医試験申請要綱

＜平成 24 年度から 27 年度の口腔病理専門医研修開始者＞

1. 口腔病理専門医認定試験の受験資格を得ようとする者は、臨床研修（歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定）後に、次の各項の病理診断に関わる研修を修了していること。なお、研修内容は、口腔病理専門医制度運営委員会が提示する研修カリキュラムに準拠したものであることが望ましい。
 - (1) 口腔病理専門医研修期間に日本病理学会の認定する研修施設において、病理解剖に携わった剖検例を 15 例以上経験していること。
 - (2) 病理組織学的診断（口腔領域、必須）および病理組織学的検討（口腔領域外）を行った生検ならびに手術切除検体 1,500 例（10 例以上の術中迅速症例を含む）以上を経験していること。
 - (3) 日本病理学会（支部を含む）、国際病理アカデミー日本支部等の主催（共催）する病理組織診断に関する講習を受講していること。
 - (4) 口腔病理専門医制度運営委員会の主催（共催）する病理組織診断等に関する講習を 2 回以上受講していること。
 - (5) 日本病理学会等の主催する細胞診に関する講習を受講していること。
 - (6) 日本病理学会の主催する病理解剖に関する講習を受講していること。
 - (7) いちじるしく片寄らない症例の細胞診 50 例（スクリーニング、陰性例を含む）以上を経験していること。
 - (8) CPC を 1 例以上担当していること。
 - (9) いちじるしく片寄らない症例の病理解剖例について、みずから諸臓器の病理組織標本の作製を 1 例以上経験していること。
2. 口腔病理専門医試験を受験しうる者は、日本病理学会口腔病理専門医認定制度細則により下記の資格すべてをそなえた者であること。
 - (1) 日本国の歯科医師免許を取得していること。
 - (2) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること。
 - (3) 出願時満 3 年以上継続して日本病理学会会員であること。
 - (4) 口腔病理専門医受験申請時に、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院もしくは診療所における臨床研修（歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定）を修了していること。
 - (5) 上記（4）の臨床研修を修了後、日本病理学会の認定する研修施設において、満 4 年以上人体病理学を実践した経験を有し、その期間中に病理診断に関わる研修（口腔）を終了していること。
 - (6) 人体病理学に関する原著論文または学会報告が 3 編以上あること。
 - (7) 人格・識見に関する研修指導責任者の推薦があること。
3. 口腔病理専門医試験に必要な書類は、次の通りである。
 - (1) 口腔病理専門医試験願書（写真 4 × 3 c m 2 葉、受験票を含む）
 - (2) 歯科医師臨床研修の修了証明書（写し）
 - (3) 病理解剖に携わった剖検報告書の写し（病理学的考察が加えられていること） 15 例以上
 - (4) 資格審査申請書
 - a. 組織診経験症例数 1,500 件以上
 - b. 細胞診経験症例数 50 件以上
 - (5) 携わった術中迅速診断報告書の写し（申請者の署名が必要） 10 件以上
 - (6) CPC 報告書（写し） 病理医として CPC を担当し、作成を指導、または自らが作成した CPC 報告書 1 症例以上（症例は（3）の 15 例のうちでよい）

- (7) 口腔病理専門医研修指導責任者の推薦書、日本病理学会が提示する口腔病理専門医研修手帳
- (8) 講習会（剖検、組織診断、細胞診）出席証明書（クレジット）
- (9) 業績証明書 人体病理学に関連する原著論文または学会発表の抄録コピー別刷り3編以上
- (10) 日本国の歯科医師免許証（写し）
- (11) 死体解剖資格認定証明書（写し）

4. 申請期間：平成30年4月1日より平成30年4月30日まで（消印有効）

試験実施日：平成30年7月28日（土）、29日（日）

試験会場：東京医科歯科大学

5. 受験手数料として、40,000円を申請時前納すること（資格審査料10,000円 試験料30,000円）。

6. 試験合格者は、認定証交付時に資格認定料20,000円を納入すること。

7. 試験合格者は、口腔病理専門医部会費年額6,000円を納入すること。

8. 申請宛先（専用の封筒でお送り下さい）

〒113-0034 東京都文京区湯島1-2-5 聖堂前ビル7階 日本病理学会事務局

TEL：03-6206-9070 E-mail：jsp-admin@umin.ac.jp

※ 試験に関する郵送物の送付先は、学会登録連絡先と同じです。変更がある場合は必ずご連絡下さい。

口腔病理専門医試験申請に関する注意事項

口腔病理専門医試験受験資格申請について、書類の記載不備の場合には申請者に修正後提出するよう返却、あるいは受験申請が受理されないことがあります。申請に当たっては以下の点に留意して下さい。

1. 死体解剖資格について

受験申請時に死体解剖資格を得ていないと受験は認められません。死体解剖資格申請を厚生労働省に申請中で、受験資格申請までに間に合わなかった場合は、受験資格は認められませんので、受験の前年度末までに必ず死体解剖資格を得るようにして下さい。

2. 剖検について

剖検は、いちじるしく片寄らない症例について申請者自らの執刀による病理解剖を行い、病理解剖学的診断を附した症例15例以上とします。申請される症例の重複や明らかな副執刀は認められません。

3. 業績について

受験資格に必要な業績は以下の内容が望ましく、学会発表の場合は必ず抄録の写しを添えて提出して下さい。

- (a) 業績3編のうち少なくとも1編は申請者本人が筆頭であり、また、少なくとも1編は“診断病理”等のしかるべき雑誌に発表された論文であること。
- (b) 病理学会以外の学会あるいは地方会での発表抄録の場合は、申請者本人が筆頭であるものに限ります。
- (c) 3編は内容に重複がないものに限ります。
- (d) 原著論文は人体病理に関するものの他、人体材料を用いた実験的研究も可です。

4. その他

- (a) 各申請書類には氏名の記載漏れがないかチェックして下さい。

- (b) 資格審査申請書の記載にあたっては別紙「記載例」を参照し、記載項目の中で、記載しきれない事項は備考欄を使用して下さい。
- (c) 申請時に、申請書類は要綱の「2. 必要書類」に記載された順に並べて申請して下さい。
- (d) 日本病理学会の認定する研修施設とは、次のものをいいます。
 - (イ) 日本病理学会病理専門医研修認定施設および病理専門医研修登録施設
 - (ロ) 日本の大学歯学部、歯科大学およびその関連施設
 - (ハ) (イ)(ロ)と同等またはそれ以上の内容を有すると認められるその他の施設（外国の施設を含む。）
- (e) 他、不明な点は事務局を通じて口腔病理専門医資格審査委員会に問い合わせして下さい。

日本病理学会口腔病理専門医制度運営委員会
口腔病理専門医資格審査委員会